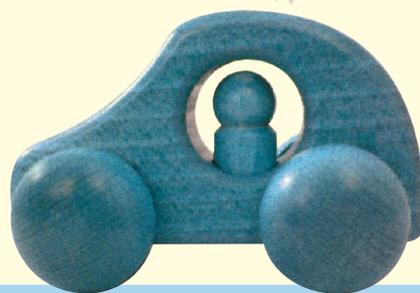


平成17年2月から《登録・車検時》に 自動車リサイクル料金の預託確認がはじまります

平成17年2月1日以降は、自動車の登録・車検を受けようとする際に、運輸支局等又は軽自動車検査協会においてリサイクル料金が預託されているかどうかを確認します。



新車新規登録 ・検査（軽自動車）

新車ディーラー

リサイクル券を発行し、完成検査終了証等、所定の書類にリサイクル料金預託済である旨の押印

並行輸入事業者等



リサイクル促進センター

リサイクル預託申請をし、リサイクル料金を預託

預託証明シールの交付を受け、通関証明書に貼付

継続検査・構造等変更検査 中古新規登録・検査（軽自動車）

リサイクルシステム登録事業者 （主に指定整備事業者）



リサイクルシステム登録事業者以外 （主に認証整備事業者・個人ユーザー等）



整備事業者等

リサイクル券を発行

専用端末でリサイクル券を発行し、団体窓口でリサイクル料金を預託

運輸支局等の近傍の団体

団体はリサイクル券を確認し、所定の書類にリサイクル料金預託済である旨を押印

運輸支局等又は軽自動車検査協会

（所定の書類に押印等があることを確認）

リサイクル料金が預託されていない場合は、登録又は車検証の交付が受けられません。



国土交通省



軽自動車検査協会

リサイクル料金等に関するお問い合わせは下記をお願いします。

自動車リサイクルシステムコンタクトセンター（コールセンター） 電話 03-5673-7396 受付時間 平日/8:00~20:00 土日・祝日/9:00~18:00